

「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」

(第25回)

平成25年7月17日
10時00分～
協会第1会議室

次 第

1. 高齢者に対する勧誘・販売フロー（案）

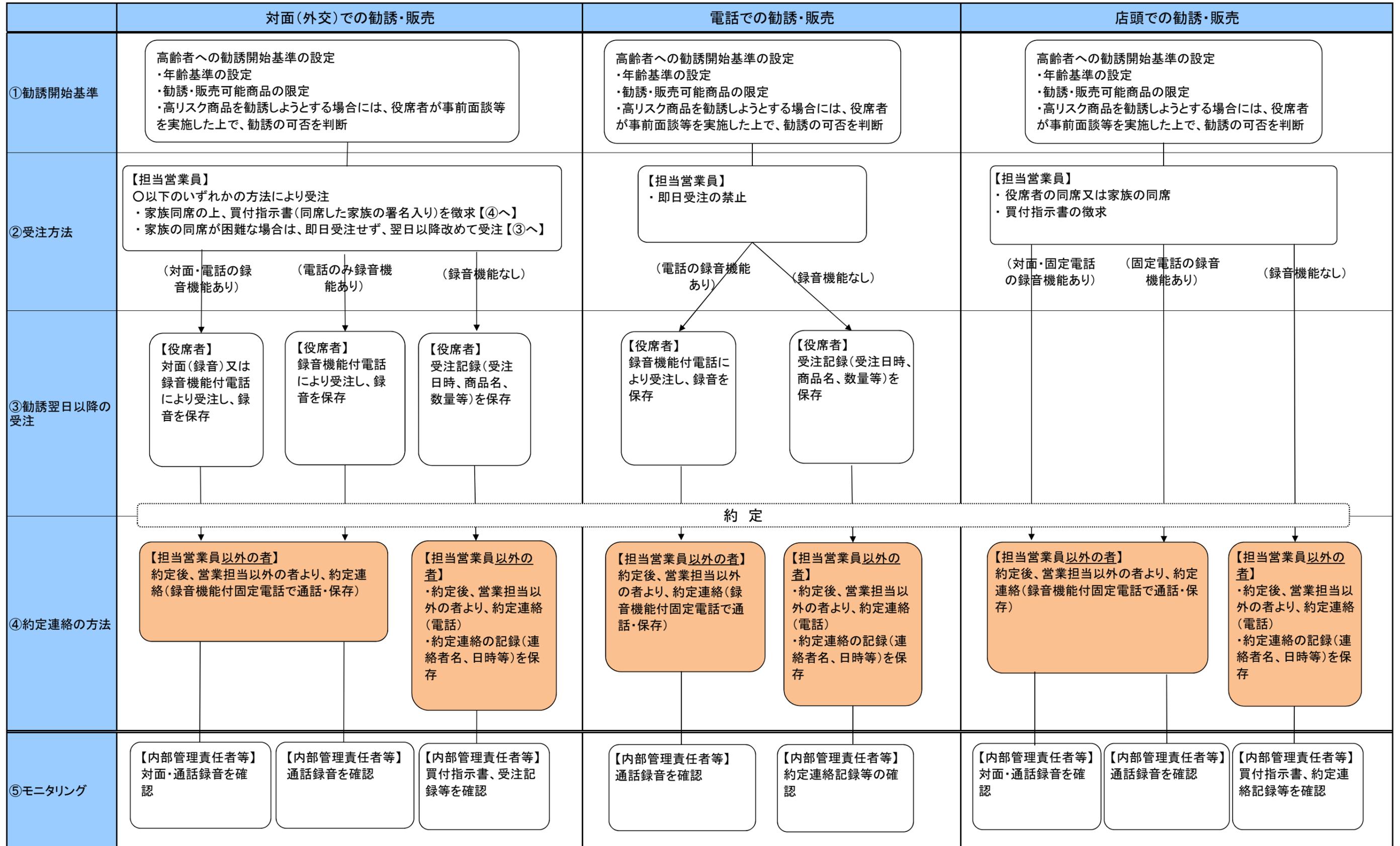
－ 金融庁監督局 証券監督調整官 原田 実 殿 －

2. 今後の進め方

3. その他

以 上

高齢者に対する勧誘・販売フロー（案）



高齢者に対する勧誘・販売に関する対応について

平成 25 年 7 月 17 日

日本証券業協会

1. 趣旨

少子高齢化が進み、金融資産の多くが高齢者に集中してきている。また、高齢者にとっても公的年金制度を補完するためなどの目的で資産運用は必要なものとなっている。

そのような中、高齢者に対する金融商品の勧誘・販売に関してのトラブル等も見られるところである。

本協会では、投資勧誘のあり方について適合性の原則を踏まえた自主規制規則を設け、さらに複雑な金融商品についての勧誘に係る規則などを設けているところであるが、高齢化社会に適切に対応していくにあたって、高齢者に対する勧誘・販売態勢等についての協会員の目線を合わせる趣旨から、勧誘開始から受注、約定、約定後のモニタリングまで、各段階における適正なプロセスを検討し、必要な自主規制のあり方について検討を行う。

2. 検討ワーキング・グループ

「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」

(初回会合を 7 月 11 日、第 2 回会合を本日開催した。)

3. 主な検討項目

- (1) 勧誘開始基準
- (2) 受注方法
- (3) 約定連絡
- (4) モニタリング態勢

4. 検討時期

7 月から検討を開始しており、本年秋頃を目途に一定の結論を得る予定。

以 上